

契約条項 JTKT002A_210416

第1条 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

2. 本契約は甲が乙または注文書記載の事業者からカートリッジを購入することにもなって、乙が商品に対して次条のキットサービスを実施することを目的とします。

第2条 キットサービスとは本契約にもとづき乙から注文書記載のドラム/トナーカートリッジまたはトナーカートリッジ(以下、カートリッジと総称する)を購入した甲に対して、乙が日本国内における乙所定のサービス可能地域内において商品が正常に稼働し得るように第6条所定の保守サービスを実施することをいいます。

第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。

第4条 本契約の期間は注文書記載のとおりとします。

2. 前項の定めにかかわらず、カートリッジのトナーが使用可能な場合、当該トナーが費消により使用できなくなった時点まで本契約は継続します。ただし、前項の契約期間満了後3年を限度とします。

3. 本契約期間満了後、甲が保守サービスおよび消耗品等の供給を希望するときは、乙所定のスポット保守サービス方式を適用します。

4. 前3項の規定にかかわらず、甲が商品の占有を喪失した場合または商品を取得した法律上の原因が解除あるいは解約により終了した場合、本契約は終了します。

第5条 甲は、本契約成立と同時に、本契約にもとづき乙または注文書記載の事業者からカートリッジ1個を購入します。乙または注文書記載の事業者から購入したカートリッジが費消により使用できなくなった場合、甲は、新しいカートリッジを購入します。カートリッジが費消された後、甲が新しいカートリッジを購入するまでの間、乙はキットサービスの義務を免れます。

2. カートリッジの価格は注文書記載とおりとします。

3. カートリッジの価格には、次の各内容が含まれます。

①ドラムの使用料

②消耗品(ドラムおよび用紙を除く)の代金

③保守サービス料金(交換部品代を含む)

4. 前項第1号にもとづき供給されたドラムの所有権は乙に属し、甲はこれを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

5. 乙はカートリッジの販売価格を変更する場合、事前に甲に通知します。

第6条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施します。

2. 前項の故障修理時に商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。

3. 乙は、本条の保守サービスの提供を乙の指定する者に委託できます。

第7条 乙がキットサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。

2. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。

3. 乙の技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。

4. 甲は、商品の取扱説明書等に記載された適切な設置環境を確保し、派遣された乙の技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持します。

5. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査します。

6. 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。

(1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整

(2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整

(3) 商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整

(4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整

(5) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整

(6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整

(7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧

(8) 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業

7. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。

第8条 乙は、カートリッジの代金を注文書記載の締切日毎に精算し、甲に請求します。

2. 甲は前項の代金およびその他本契約にもとづき乙に対して支払う料金を、注文書記載の支払日までに乙に現金（銀行振込を含む）で支払います。

3. 甲が乙以外の注文書記載事業者からカートリッジを購入する場合、前二項は適用せず、甲と当該事業者間でカートリッジの購入条件を決定します。

第9条 甲はカートリッジを契約対象商品以外の機械装置に流用してはなりません。

2. 甲は本契約にもとづかない他の方法で入手した消耗品等を本契約の対象となる機械に使用してはなりません。

3. 甲は前2項に違反し乙に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

第10条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。

第11条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。

第12条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が第5条第5項の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。

第13条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。

(1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき

(2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納

(3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき

2. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。

第14条 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。

第15条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でキットサービスを実施できない場合、その責任を負いません。

第16条 本契約が終了した場合、甲は乙に残債務の全額を即時支払います。

第17条 甲と乙は、注文書記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。

第18条 甲および乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。

3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。

5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第19条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第20条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上